

# 民生委員・児童委員の選任要件の緩和等

＜令和5年地方分権提案管理番号133＞

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和6年7月22日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 民生委員・児童委員の選任要件の見直し ＜令和５年地方分権提案＞

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会（第1回）

令和６年６月２８日

資料１

## ＜現行の取扱＞

- 民生委員法では、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている（※１）。
- これは、民生委員・児童委員は市町村の区域を単位としてその職務（※２・３）を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものである。

（※１）民生委員は児童委員に充てられることから（児童福祉法第16条）、児童委員の選任要件についても同じ

### （※２）民生委員の職務

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

### （※３）児童委員の職務

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

## ＜提案内容＞ 特別区長会 等

- 民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

## ＜対応＞ 令和５年12月22日 閣議決定

- 民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法６条１項及び児童福祉法１６条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和６年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」開催要綱

## 1. 趣旨

民生委員・児童委員の選任要件については、民生委員法第6条1項及び児童福祉法第16条により「当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉の児童委員としても、適当である者」とされており、選任に当たっては、当該市町村の選挙権（年齢満18歳以上、3ヶ月以上の市町村の区域に住所を有する者など）を有する者を要件としている。

今般、令和5年地方分権提案において、地方自治体より民生委員・児童委員の選任要件のうち「居住要件」の緩和が提案され、内閣府の有識者会議の議論を経て令和5年12月に閣議決定されたところ。

当該閣議決定では、「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされている。

こうしたことを踏まえ、民生委員・児童委員の選任要件について検討を行うため、「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を開催する。

## 2. 検討事項

閣議決定された令和5年地方分権提案において提示された課題について、地域の実態や当事者の意見を踏まえた検討を行う。

## 3. 構成等

- (1) 本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長及び座長代理を1名ずつ置く。
- (2) 座長は本検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。

## 4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省社会・援護局長による検討会とし、社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の議事については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (3) 本検討会の会議資料及び議事録については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (5) 本検討会の庶務はこども家庭庁成育局成育環境課の協力を得て、厚生労働省社会・援護局地域福祉課において行うものとする。

# 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」構成員名簿

長田 一郎 全国民生委員児童委員連合会 副会長

(五十音順・敬称略)

小林 隆猛 東京都民生児童委員連合会 副会長

◎は座長

○は座長代理

佐藤 美奈子 湯沢市福祉保健部 福祉課長

重富 敦 港区保健福祉支援部 保健福祉課長

関原 総臣 高岡市福祉保健部 社会福祉課長

高山 科子 全国民生委員児童委員連合会 副会長

田津 真一 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部 地域福祉推進課長

谷岡 伸子 大阪府福祉部地域福祉推進室 地域福祉課長

◎ 中島 修 文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授

西村 重光 和歌山県民生委員児童委員協議会 理事

向 俊孝 札幌市民生委員児童委員協議会 副会長

○ 室田 信一 東京都立大学人文社会学部人間社会学科 准教授

## 検討の範囲

- 「令和5年の地方からの提案等に対する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）」（地方分権提案）において、「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び 児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、**地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。**」

39 とされていること、及び提案自治体の提案内容を踏まえ、本検討会においては、主に、民生委員・児童委員の選任要件のうち、

- **居住要件緩和についてどう考えるか**
- **居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点 等**

について論点を整理し、本年の秋頃までに一定の結論を得ることを目指す。

※ なお、選任要件（居住要件）以外の民生委員・児童委員の担い手確保等の諸課題については、本検討会における意見集約の状況等も踏まえ、その課題や必要性に応じて、別途検討。

# 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」の論点

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会（第1回）

令和6年6月28日

資料1

## 現時点で想定される主な論点

- 居住要件緩和についてどう考えるか
- 居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点

### ① 対象とする市区町村をどのように考えるか

＜想定される対象の例＞

- ◆ 現に、民生委員の定数を満たすことができていない（欠員のある）市区町村
- ◆ 過去の委嘱状況等から、今後、民生委員の確保が困難（欠員が生じるおそれあり）と市区町村が判断した場合 など

### ② 居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点等について、どのようなことが考えられるか

＜想定される例＞

- ◆ 居住歴（委嘱歴）、就業等による担当区域との密接な関係
  - 過去に担当区域が存在する市区町村に、一定期間の居住実態（民生委員であった者を含む）がある者
  - 過去または現在、担当区域が存在する市区町村に親族・知人が在住すること等により、一定の頻度で居住や訪問が認められる者
  - 担当区域が存在する市区町村において、日常的に住民と接触する機会があると認められる者 など  
（地元の商店従業者、マンションコンシェルジュ・管理人、福祉施設・事業所の相談業務に従事する者 など）

#### 【留意点】

- ✓ 社会奉仕としての民生委員活動が、委嘱期間中に十分可能な就業形態等であるかも考慮すべきか。また、これをどのように確認し判断すべきか 等
- ✓ 隣接市区町村に居住している者や、担当区域（活動場所）までの移動距離・時間が一定の範囲内である必要があるか 等
- ✓ 一定程度の移動距離や時間を要する場合に、地域の実情を踏まえた実効性のある協力体制の確保が必要か  
（担当区域に隣接する民生委員との班体制の導入、自治体/民生委員児童委員協議会による 不在時サポート等）

#### ◆ その他

- 地域の民生委員児童委員協議会からの意見聴取の必要性
- 重複委嘱（住所地での民生委員の委嘱を重複して受けていない、他の地域で委嘱を受ける予定がない）の確認
- その他、地域の実情に応じ、市区町村が個別に認める者 など

# 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」 の今後の進め方

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会（第1回）

令和6年6月28日

資料1

○現時点においては4回の開催を予定しており、各回ごとの議題案は以下のとおり。

## 第1回（6/28）

- ・ 検討会の設置、「検討の範囲」「主な論点」
- ・ 民生委員・児童委員制度の最近の動向
- ・ 地方分権提案自治体（港区）による提案内容の説明（具体的支障事例・担い手不足の実情）
- ・ フリーディスカッション

## 第2回（7月下旬）

- ・ 構成員によるプレゼンテーション（意見陳述）

## 第3回（9月頃）

- ・ 居住要件の取扱い（素案）

## 第4回（10～11月頃）

- ・ 居住要件の取扱い（案）（一定のまとめ）
- ・ 今後検討すべき事項 ※次期検討へ向けた課題の洗い出し等

# 戸籍情報連携システムの利用対象事務及び 利用対象者の拡大に係る提案について (管理番号 27・45・46)

---

令和6年7月22日  
法務省民事局

# 戸籍事務における戸籍情報連携システムの使用について

## 現行の制度

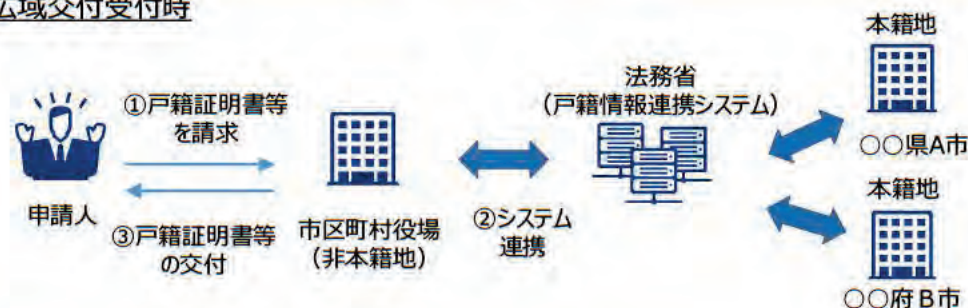
法務大臣の指定する市町村長は、法務省の戸籍情報連携システムと接続した各市区町村のシステム（戸籍情報システム）を使用して戸籍事務を取り扱う（戸籍法第118条第1項）。

## 戸籍情報連携システムの概要

- 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）による戸籍法改正により、法務大臣が戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができるようになったことに伴い、法務省において整備・構築（戸籍法第121条の3）
  - 改正戸籍法の施行と同日の令和6年3月1日から運用開始
  - 市区町村においては、本籍地以外の市区町村に対する戸籍証明書の請求（広域交付）の処理、戸籍の届書の審査における本籍地以外の情報の参照等に利用
- ▶ 広範な情報を参照できるようになるため、**不正利用への罰則**を規定（戸籍法第133条）

## 戸籍情報連携システムを利用した事務の概要

### ●広域交付受付時



### ●戸籍の届出時（婚姻届等）



# 提案に対する一次回答（管理番号 27）

## 【提案事項名】戸籍情報連携システムの利用対象の拡大

### 提案内容

「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること

#### 【支障事例】

郵送による戸籍資料の公用請求は、請求してから回答までに1か月程度要することもある。また、被相続人が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合には、相続人を特定するまでに数か月かかる事案もあり、相続人調査に多くの時間と郵便費用を要している。

### 一次回答

戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであることから、市区町村の戸籍担当部署において利用が可能となっている。

そのため、戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。

## 現行の制度

広域交付に係る請求ができる者を以下の範囲としている（戸籍法第120条の2第1項）。

- ① 戸籍法第10条第1項に規定された者（戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属のいわゆる「**本人等**」）
- ② 市町村の機関（同一市町村に請求する場合のみ）



②については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第58号）による戸籍法の改正に伴い追加

## 市町村の機関を対象とした背景等

- 令和3年度の地方分権改革に関する提案募集において複数の地方公共団体から提案が寄せられたことを踏まえたもの（管理番号R3-141）。
- 広域交付については、戸籍証明書の交付可否を厳格に判断する必要があること、市区町村での対応の負担を考慮し、同一市区町村で完結する場合に限り公用請求を可能とした。

# 提案に対する一次回答（管理番号 45）

【提案事項名】 住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること

## 提案内容（抜粋）

住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること、または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。

### 【支障事例】

現行制度のままでは、戸籍謄本原本の添付がないと、「行政手続きのデジタル完結に向けた工程表」で示されている旧氏の住民票への記載の申出を受付しても、窓口で戸籍謄本等の書面の添付を求める必要があり、デジタル完結を実現することができない。

また、申請者によっては、婚姻や転籍等、それまでの変更履歴が確認できるよう、多数の戸籍謄本等を取得する必要があるため、取得に要する時間的・経済的な負担が相当かかっている場合がある。

## 一次回答（抜粋）

提案の「または」以下の措置については、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされており（戸籍法第120条の2第2項）、実現しているところである。

# 提案に対する一次回答（管理番号 46）

【提案事項名】 住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること

## 提案内容（抜粋）

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。

### 【支障事例】

戸籍謄本の持参がない場合、住所地市区町村では本籍地市区町村に対し電話により確認を行っており、電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから時間を要している。また戸籍の届出先の市区町村から電話照会を受けた市区町村においても確認や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するためにも10分程度の事務処理を行う時間が発生している。また土日開庁時など本籍地の市区町村が電話対応が出来ない場合、届出の受理が行えないため市民の不利益が生じている。

## 一次回答

戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない。一方で、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされていることから（戸籍法第120条の2第2項）、戸籍謄本の持参や本籍地への電話照会によらずしても事務処理上必要な事項の確認は可能となっている。

## <参考> 過去の類似提案に対する対応状況

令和3年度の提案「管理不全空家の所有者特定のための戸籍謄本等の広域交付の利用範囲拡大」（管理番号R3-141）に関して以下の対応を実施した。

### 制度の現状

令和元年法律第17号による改正後の戸籍法第120条の2第1項（戸籍謄本等の広域交付を規定）においては、本籍地の市区町村以外の市区町村に対して戸籍謄本等の請求ができる者について、戸籍法第10条第1項に規定された者、すなわち、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属のいわゆる「本人等」に限定している。

### 提案内容

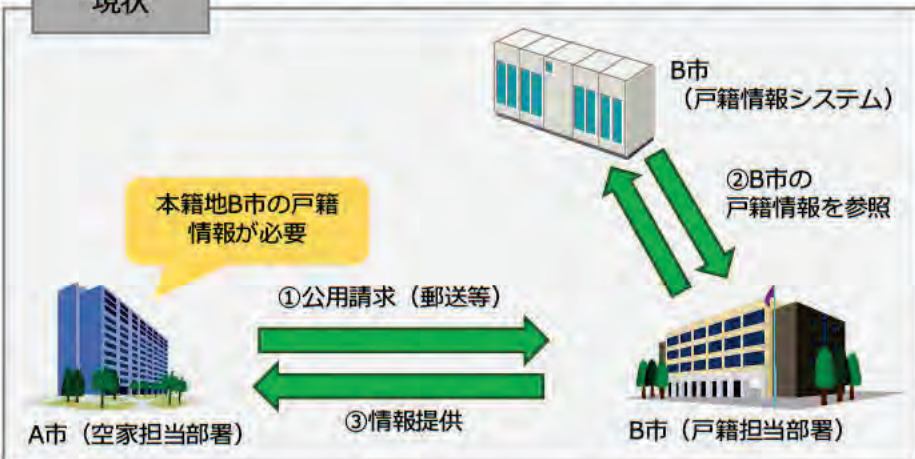
市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うに当たり、公用請求においても、本籍地以外での戸籍謄本等の広域交付を可能とする。

### 対応方針

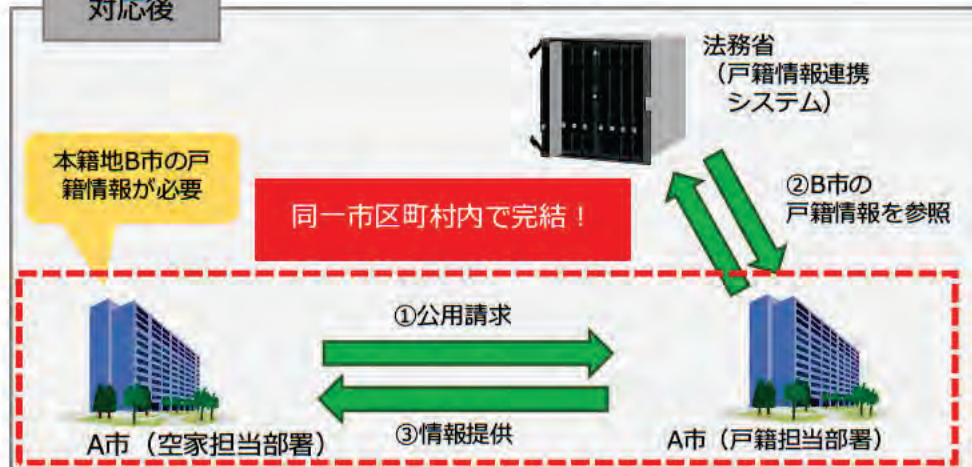
市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務を行う同一市区町村内で完結できることとする。

→ 戸籍法を一部改正し、戸籍謄本等の広域交付について、市区町村による公用請求（同一市区町村の長に対するもの）を可能とする。

#### 現状



#### 対応後



# 住民票への旧氏の記載申請等手続きの オンライン完結を可能とすること

(管理番号45)



令和6年7月  
総務省自治行政局住民制度課

## 氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載

### 旧氏とは

- その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの

### 旧氏記載の請求、旧氏確認の方法

- 旧氏（一人一つ）の記載を希望する者は、住所地市区町村に請求する。
- 請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならない。

55 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）

（氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等）

第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏の記載がされている者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項において「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。

2 （略）

3 旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に変更することを求めることができる。この場合においては、当該旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと及び当該旧氏を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなければならない。

4～7 （略）

### ご提案内容

戸籍情報連携システムの運用開始により他区市町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力することが可能となった。これを踏まえ、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること、または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。

### 回答

戸籍の広域交付が可能となったことを踏まえ、旧氏の記載等の手続のオンライン化について検討する。